

諸外国における婚外子の家族法上の地位について

大村 芳 昭

以下の一覧表は、一九九四年九月までに筆者が入手した、末尾所掲の諸文献により作成したものである。各国の婚外子立法の概略を示すことを目的として作成したため、立法の詳細には触れていない。民法九〇〇条但書後段を違憲とする高裁決定（確定）が出され、国連（規約人權委員会）で日本に対して婚外子差別撤廃の勧告が出され、民法改正要綱試案でも（その前提となった中間報告には盛り込まれていなかった）婚外子の相続差別撤廃の方向性が打ち出され、さらには住民票の続柄における婚外子の差別記載を違憲とする高裁判決が出されるなど、日本の婚外子をめぐる状況は新たな局面を迎えようとしている。筆者としては、今後、わが国の比較婚外子法研究がさらなる発展を遂げることを祈念しつつ、敢えて自らの不十分な調査結果をここに公表する次第である。

なお、筆者はすでに本稿と同様の（ただし作成時点の異なる）一覧表を、以下のように公表している。本稿はそれらの改訂版に参考文献表を加えたものである。

住民票続柄裁判交流会編・住民票続柄裁判一周年集會資料集『婚外子差別の撤廃と女の解放にむけて』（一九八九）

九）
同編・住民票続柄裁判二周年集會記録集『魔女と魔女っこ大集合』（一九九〇）

同編・住民票続柄裁判三周年集會記録集『第一審判決を問う』（一九九二）

同編・住民票続柄裁判四周年集會記録集『婚外子と女性の今』（一九九二）

同編・住民票続柄裁判五周年集會集『なくそう婚外子差別 認めさせよう多様な生き方！』（一九九三）

福島瑞穂編『ラブ・チャイルド』（亜紀書房・一九九一）

I 婚外子立法一覽

国名・地域名	婚外子の法的地位	根拠法典など
アイスランド	父子関係が確認された婚外子は、父母や父母の親族から婚内子と同様に相続する権利を有する。扶養義務は父母が共に負うが、法定監護権は母に属する。	一九八一年子の法的地位に関する法律
アイルランド	父子関係は両親の婚姻の有無に関係なく決定され、婚外子は父に対して扶養請求権を有する。	一九八七年子の地位法

<p>アメリカ(ケンタッキ ー、ニューハンブシャ ー、ミシシッピ、メー ン、ユタ、ロードアイ ランド計六州が採用)</p>	<p>婚外子の父は、婚内子の父と同様に出産等の費用を負担し、 また扶養等の義務を負う。</p>	<p>一九六〇年統一父親法典(統一州 法)一条</p>
<p>アメリカ(アイダホ、 アラスカ、アリゾナ、 コロラド、サウスカロ ライナ、ニューメキシ コ、ネブラスカ、ノー スタコタ、ハワイ、フ ロリダ、ミシガン、ミ ネソタ、メーン、モン タナ、ユタ計一五州が 採用、アラバマ、ケン タッキー両州は一部を</p>	<p>「子」の定義の中に婚外子・婚内子の双方が含まれる(法の適 用に差がない)。</p>	<p>一九六九年統一遺産管理法典(統 一州法)二一〇九条</p>

<p>州) アメリカ(右記以外の 計一八州が採用)</p>	<p>実質的に採用)</p> <p>アメリカ(アラバマ、 イリノイ、オハイオ、 カリフォルニア、カン ザス、コロラド、デラ ウェア、ニュージャ ージー、ニューメキシコ、 ネバダ、ノースダコタ、 ハワイ、ミズーリ、ミ ネソタ、モンタナ、ロ ードアイランド、ワイ オミング、ワシントン</p>
<p>婚外子の両親は婚外子に対して、婚内子の両親と同等の扶養義務を負う。多くの州では、婚外子は母方からの相続権を有する。父からの相続を禁止する州法は違憲とされたが、これ</p>	<p>親子関係は子の両親が婚姻している(いた)か否かに関係なく認められる(婚外子・婚内子の区別自体を廃止した)。</p>
	<p>一九七三年統一親子法典(統一州法)二条</p>

	<p>を制限する州法も残っている。</p>	
<p>イギリス（イングランド、ウェールズ）</p>	<p>法令や各種の証書などでの「家族」には婚外子も含まれる。無遺言相続の場合には、婚外子は婚内子と同等の相続権を有する。婚外子の父は、裁判所の命令を得て親の権利を取得することができる。</p>	<p>一九八七年家族法改正法</p>
<p>イギリス（スコットランド）</p>	<p>法令や各種の証書などでの「家族」には婚外子も含まれる。婚外子の父は、母との婚姻又は裁判所の命令によって親権を取得することができる。</p>	<p>一九八六年法改革（親子）（スコットランド）法</p>
<p>イタリア</p>	<p>婚外子の両親は、婚姻が無効であり、かつ、そのことについて悪意でない限り、婚外子を認知できる。婚外子は認知した親との関係では婚内子と同等の地位を得る。但し、婚外子が親の婚姻家族と同居するには、親と同居している一六才以上の婚内子の同意が必要となる。</p>	<p>一九七五年改正民法</p>
<p>オーストラリア</p>	<p>親子関係は連邦及び各州の競合的立法事項であるが、連邦及</p>	<p>一九七五年家族法五条、タスマニ</p>

	<p>「婚姻による子」とした。</p> <p>び各州のそれぞれにおいて、婚外子差別を撤廃する立法がなされた。連邦法では、婚外子と婚内子との区別自体を廃止し、「婚姻による子」とした。</p>	<p>ア一九七四年子の地位法、サウス・オーストラリア一九七五年家族関係法、ニュー・サウス・ウェールズ一九七六年子(地位の平等)法、クイーンズ・ランド一九七八年子(地位の平等)法など</p>
オーストリア	<p>無遺言相続の場合を除くあらゆる場面において、婚外子は婚内子と同等の法的地位を有する。</p>	<p>一九七五年改正民法、婚外子の平等などに関する一九八九年一月一三日付連邦法</p>
オランダ	<p>一九七九年の欧州人権裁判所での判決を契機として、婚外子とその母との間でのみ生じていた法的家族関係を、母の親族や子を認知した父の親族との間でも生ずるものとし、同時に、認知された婚外子の相続権を婚内子のそれと一致させた。</p>	
カナダ	<p>多くの州や準州で、婚外子と婚内子との区別を廃止した。</p>	<p>オンタリオ州一九八〇年子供法改革法、マニトバ州一九七八年家族</p>

<p>北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）</p>	<p>韓国（大韓民国）</p>	
<p>一九四八年憲法は、婚外子は婚内子と同等の権利を有すると規定したが、一九七二年の新憲法にはこの種の規定は設けら</p>	<p>父に認知された婚外子は、扶養や相続の面で婚内子と同等の地位を取得する。認知のない場合には、母及びその親族との間でのみ親族関係が認められる。</p>	
<p>一九四八年旧憲法二三条</p>	<p>一九九〇年改正民法</p>	<p>扶養法、ニュー・ブランズウィック州一九八〇年家族サービス法、プリンス・エドワード・アイランド州一九八七年子の地位法、北西準州一九七四年子の福祉法令、ユークン準州一九八四年子供法、ブリテイッシュ・コロンビア州一九七九年ロー・アンド・エクイティ法、ニュー・ファウンド・ランド州一九八八年子供法典、サスカチエワン州一九九〇年子供法典</p>

	<p>れていない。</p>	
<p>ギリシャ</p>	<p>婚外子の呼称自体を廃止した。父子関係が確認された婚外子は、婚内子と同様の権利を有する。</p>	<p>一九八三年改正民法</p>
<p>ケニア</p>	<p>婚外子は、インド相続法が適用される場合には親の財産の相続権を有しないが、アフリカ慣習法が適用される場合には婚内子と同等の相続権を有する。</p>	<p>一八六五年インド相続法、アフリカ慣習法（不文法）</p>
<p>スイス</p>	<p>母子関係は子の出生により、父子関係は父の認知により生ずる。認知された婚外子は、婚内子と同様に扱われる。</p>	<p>一九七八年施行新親子法</p>
<p>スウェーデン</p>	<p>婚外子と婚内子の区別を廃止した。</p>	<p>一九七六年改正親子法</p>
<p>タイ</p>	<p>婚外子は母の婚内子とみなされる。両親の婚姻、父の申請に基づき登録、又は裁判所の判決に基づき登録により準正されれば、婚内子と同等の相続権を有する。</p>	<p>一九二五年民商法典一五四六条、一五四七条、一六二七条</p>
<p>台湾（中華民国）</p>	<p>婚外子は、父の認知（父が婚外子を自らの子として養育した</p>	<p>一九三〇年民法</p>

	<p>場合には認知が擬制される）又は父母の婚姻により、扶養や相続について婚内子と同一の権利義務を取得する。</p>	
<p>中国</p>	<p>婚外子は婚内子と同等の権利を有し、何人もこれに危害を加えたり差別してはならない。</p>	<p>一九八〇年婚姻法</p>
<p>デンマーク</p>	<p>父子関係の確立された婚内子は、婚外子と同等の法的地位を有する。但し、父子関係の確定などの面では両者の間に差異がある。</p>	<p>一九六三年相続法、一九八五年改正親権法（一九六〇年子の法的地位に関する法律の一部改正）</p>
<p>ドイツ</p>	<p>婚外子は原則として婚内子と同等の相続権を有する。但し、婚内子や配偶者と競合する場合には相続代償請求権及び事前の精算請求権のみが認められる。</p>	<p>一九六九年婚外子法（民法典の一部改正）</p>
<p>トリニダッド・トバゴ</p>	<p>婚外子、その両親及び血族の法的地位及び権利義務は婚内子、その両親及び血族のそれと同じである。</p>	<p>法律 一九八一年子の法的地位に関する</p>
<p>トルコ</p>	<p>婚外子の相続分は、母からの相続については婚内子と同じであるが、父からの相続については婚内子の半分である。</p>	<p>一九二六民法四四三條</p>

ニュージーランド	法領域のいかんを問わず、親子関係などの有無は、現在又は過去における両親の婚姻の有無に関係なく決定される。	一九六九年子の地位法三条
ノルウェー	婚外子は婚内子と同等の法的地位を有する。	一九五六年婚外子法
パプア・ニューギニア	成文法上、特に子の福祉との関係では、婚外子と婚内子との間に区別はなされていない。	
ハンガリー	婚外子は婚内子と同等の権利を有する。	一九五二年民法
フィンランド	親子関係の成立、扶養、相続などについて、婚外子は婚内子と同様の法的地位を有する。	一九七六年父親法
フランス	婚外子は原則として婚内子と同等の相続権を有する。但し、姦生子（婚姻中の者とその配偶者以外の者との間に生まれた子）の相続分は、その子が婚内子であった場合の半分である。	一九七二年婚外子の地位に関する法律（民法典の一部改正）
ブルガリア	婚内子と婚外子との区別を廃止した。	一九八五年家族法典、一九四九年 相続法

ベルギー	婚外子は婚内子と同様の法的地位を有する。	一九八七年改正民法七四五条他
メキシコ	父又は母に認知された婚外子は、婚内子と平等の地位を取得する。認知されない婚外子も、両親の居所で共に生活する権利以外については同様である。	一九二八年民法
ルーマニア	婚外子は、出自が確定している限り、婚内子と同等の地位に置かれる。	家族法典六三条
ロシア	父子関係の確立された婚外子は、親及びその親族との関係で婚内子と同様の権利義務を有する。	一九六九年婚姻家族法

II 参考文献一覧

アイスランド	A. G. Chloros (ed.), <i>The Reform of Family Law in Europe</i> (Kluwer, 1978) p. 226 (by Ake Lögberg)
--------	--

	アイスランド大学 David Thor Bjorguinsson 助教授からの回答
アイルランド	Paul A. O'Connor, Key Issues in Irish Family Law (1988)
アメリカ	矢澤昇治訳『カリフォルニア州家族法』(国際書院、一九八九)二七六頁、三二四―三二五頁、三四八―三五〇頁(文献一覽) Uniform Laws Annotated, Volume 8/Volume 9B
イギリス(イングリッシュ・ウェールズ)	高橋敏「非嫡出子の相続法上の地位(一)」比較法制研究第七号(一九八四)七二頁 H. K. Bevan, Child Law (1989) 戒能民江「イギリスの家族法」黒木三郎監修『世界の家族法』(敬文堂、一九九二)一一二―一八頁
同(スコットランド)	J. M. Thomson, Family Law in Scotland (Butterworth, 1987) pp. 141-146
イタリア	G. Leroy Certoma, The Italian legal system (Butterworths, 1985) 松浦千誉「イタリアの家族法」黒木三郎監修『世界の家族法』一四一―一六〇頁(一九九二)
オーストラリア	金城秀樹「オーストラリアの家族法」黒木三郎監修『世界の家族法』(敬文堂、一九九二)三四五―三六二頁

	<p>Anthony Dickey, Family Law 2nd ed. (The Law Book Co. Ltd., 1990)</p> <p>Frank Bates, Comparative Law Yearbook vol. 10 (1986) pp. 28-29, 52-53</p> <p>South Australian Statutes 1837-1975, Vol. 4</p>
オーストリア	<p>Frank Bates, Comparative Law Yearbook vol. 10 (1986) pp. 58-59 (by Waltraude Steger)</p> <p>松倉耕作「オーストリア家族法」判例タイムズ五三六号(一九八四)二〇五</p> <p>松倉耕作「オーストリア家族法に関する文献案内」南山法学一七卷一号(一九八四)</p>
オランダ	<p>Frank Bates, Comparative Law Yearbook vol. 10 (1986) pp. 85-86 (by J. W. D. van Olden-borgh)</p>
カナダ	<p>森島昭夫、ケネス・M・リシック編『カナダ法概説』(一九八四)一五六―一五七頁</p> <p>University of Alberta, Christine Davis 教授からの回答</p>
韓国(大韓民国)	<p>權逸『改正 韓国親族相続法』(弘文堂、一九九〇)一一六―一二二頁、一三五頁、一九四頁他</p>
北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)	<p>金圭昇『朝鮮民主主義人民共和国の法と司法制度』(一九八五)</p>

ギリシヤ	K. D. Kerameus, P. J. Kozyris (ed.), <i>Introduction to Greek Law</i> (1988)
ケニア	Tudor Jackson, <i>The law of Kenya--an introduction</i> (1978) p. 41
スイス	太田武男、溜池良夫(編)『事実婚の比較法的研究』(一九八六)三三二―三三四頁(松倉耕作)
スウェーデン	太田武男、溜池良夫(編)『事実婚の比較法的研究』(一九八六)三九三―三九六頁、三九八―三九九頁(坂本優子)
(旧)ソビエト連邦	藤田勇『概説ソビエト法』(東京大学出版会、一九八六)一三頁 A. G. Chloros (ed.), <i>The Reform of Family Law in Europe</i> (Kluwer, 1978) pp. 248-254 法務省民事局『外国身分関係法規集II』(一九七七)二九九頁以下、三六六頁 稲子宣子『ソ連における子どもの権利』(一九九一)三五七―三五八頁
タイ	『一九二五年タイ民商法典』(タイ・英対訳)
台湾(中華民国)	林菊枝『婚姻與家庭』(一九七六)八六―九八頁
中国	王叔文他(編著)『現代中国法概論』(法律文化社、一九八九)一三五頁 陳光遙(編著)『婚姻家庭法律知識』(法律出版社、一九八九)三三一―三三三頁

デンマーク	A. G. Chloros (ed.), <i>The Reform of Family Law in Europe</i> (Kluwer, 1978) p. 226 (by Ake Logdberg) 石渡利康「北欧の家族法」黒木三郎監修『世界の家族法』(敬文堂、一九九二)一六一―一七四頁
ドイツ	D. シュヴァープ／鈴木祿弥訳『ドイツ家族法』(創文社、一九八六) 太田武男、溜池良夫(編)『事実婚の比較法的研究』(一九八六)二四五―二五〇頁(本沢巳代子) 山田晟『ドイツ法概論』(有斐閣、一九八七)三二一―三二六頁、三三五頁
トリニダッド・トバゴ	法務省民事局『外国身分関係法規集Ⅴ』(一九八六)三〇二頁以下
トルコ	Tugrul Ansay and Don Wallace, Jr. (ed.), <i>Introduction to Turkish Law</i> (3rd ed. 1987)
ニュージーランド	R. D. Mulholland, <i>Introduction to the New Zealand Legal System</i> , p.229 The Statutes of New Zealand 1969, Vol. 1, p. 240 (Pub. Act No. 18)
ノルウェー	A. G. Chloros (ed.), <i>The Reform of Family Law in Europe</i> (Kluwer, 1978) pp. 219-220 (by Ake Logdberg)
パプアニューギニア	L. K. Young, <i>Outline of Law in Papua and New Guinea</i> (1971)

ハンガリー	フタベレスト・Eotvos Lorand Tudományegyetem, Weiss 教授からの回答
フィンランド	A. G. Chloros (ed.), <i>The Reform of Family Law in Europe</i> (Kluwer, 1978) pp. 223-225 (by Ake Logdberg) J. Uotila (ed.), <i>The Finnish Legal System</i> (1985)
フランス	大田武男、溜池良夫(編)『事実婚の比較法的研究』(一九八六)一六四―一七〇頁、一七八―一八一頁(二宮周平) 二宮周平『事実婚を考える』(日本評論社、一九九二)五五―五六頁 No2530 Assemblée Nationale, <i>Projet de Loi modifiant le code civil et relatif aux droits des héritiers</i> (30 déc. 1991)
ブルガリア	ソフィア大学・P. Popov 教授からの回答
ベルギー	Rijksuniversiteit Gent, Gerlo 教授からの回答
メキシコ	奥山恭子「ラテンアメリカの家族法」黒木三郎監修『世界の家族法』(敬文堂、一九九二)三一七―三四四頁

ロシア	ルーマニア
(旧) ソビエト連邦を参照。	ニリック・シユム、マリエッタ・ムンテアヌウ共著／大橋憲広訳『ルーマニアの家族法』(敬文堂、一九八九) 九一頁以下